○復興庁告示第八十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（山元町復興推進計画（認定番号宮城第四十一号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第八十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（富谷町復興推進計画（認定番号宮城第四十二号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第八十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（富谷町復興推進計画（認定番号宮城第四十二号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第八十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（富谷町復興推進計画（認定番号宮城第四十二号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みずほ銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目五番五号

○復興庁告示第八十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（富谷町復興推進計画（認定番号宮城第四十二号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三井住友銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○復興庁告示第九十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（大衡村復興推進計画（認定番号宮城第四十三号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第九十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（大衡村復興推進計画（認定番号宮城第四十三号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社岩手銀行

二　住所　岩手県盛岡市中央通一丁目二番三号

○復興庁告示第九十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（大衡村復興推進計画（認定番号宮城第四十三号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第九十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（大衡村復興推進計画（認定番号宮城第四十三号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第九十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第四十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第九十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第四十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みずほ銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目五番五号

○復興庁告示第九十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第四十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社福島銀行

二　住所　福島県福島市万世町二番五号

○復興庁告示第九十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第四十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社大東銀行

二　住所　福島県郡山市中町十九番一号

○復興庁告示第九十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第四十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　ひまわり信用金庫

二　住所　福島県いわき市平称宜町三番地一

○復興庁告示第九十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第四十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　いわき信用組合

二　住所　福島県いわき市小名浜花畑町二番地の五